

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2013 春号
2013年 4月発行 第70号



ご挨拶

陽春の候、野山には新しい生命の息吹が満ちあふれています。

皆様におかれては益々ご清祥のことと存じます。常日頃はご厚誼を賜り有り難うございます。

さて、裁判官の弁護士職務経験制度に基づき平成23年4月から2年間、当事務所に弁護士として執務してまいりました久保田千春氏が、去る3月31日をもって任期を終了し、裁判官として裁判所に復帰いたしました。2年間同氏に賜りましたご交誼に厚く感謝いたしますとともに、久保田裁判官がこの2年間の経験を活かし、国民から信頼される裁判をされることを期待してやみません。

外国法研究員として、パートで勤務していましたオーストラリア・ニューサウスウェールズ州弁護士マイケル・カメリリ氏が、大阪事務所の常勤正職員として勤務することになりました。東京事務所のアダム・ニューハウス外国法事務弁護士とともに当事務所の渉外関係の事件処理について貴重な助言を受けることとなります。よろしくお願いたします。

大澤武史弁護士が、4月1日より、京都事務所をより充実するために、大阪事務所と京都事務所を兼務することになりました。時間的には容易に日帰りができる距離であり、新進気鋭の大澤弁護士も張り切っておりますので、何卒よろしくお願いたします。

当事務所の弁護士が中心になって「金融商品取引法の実務解説」を発刊しました。市場の基本法である金融商品取引法について、個別の事例に則してわかりやすく解説しています。金融法務に関与する全ての方々にとって金融商品取引法を基本から理解していただける書物でありますので、ご購入希望の方は是非当事務所までお申し越し頂くようお願いいたします。

会長弁護士 中 務 嗣治郎

■大阪事務所



■東京事務所



■京都事務所





今年から常勤正職員になりました

外国法研究員 マイケル・カミレリ
(オーストラリア・ニューサウスウェールズ州弁護士)

事務所ニュースで自己紹介をさせていただいてから1年が経ちました。この1年間は楽しい時間でした。依頼者の為に同僚達と一緒に調査や研究等をしてきましたが、誠に素晴らしい経験で、とても勉強にもなりました。それも、依頼者の皆様から事務所にご依頼をいただいたためであり、とても感謝しております。

今は春になることを楽しみにしています。北海道のニセコ町は冬にオーストラリア人が多いと言われたと聞いたことがありますが、オーストリア人ではないでしょうか？北海道の冬は比べものにならないと思いますが、私は大阪の冬にもまだ慣れておりません。日本の春と聞くと、花見が思い浮かびます。桜が咲いて暖かくなることが待ちきれません。バーベキューなどもできたらいいなと思っています。

また、最近、ジョギングをしています。3月20日に同僚達と一緒に大阪城リレーマラソンに参加しましたが、その準備の為に練習を行い、徐々に興味を持つようになりました。リレーマラソン当日は、皆がよく頑張り、楽しい時間になりました。一番楽しみにしていることは、大阪城でジョギングをしながら、花見をすることです。



退所のご挨拶

謹啓 春陽の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私こと、平成23年4月1日より、裁判官の弁護士職務経験という制度の下、弁護士法人中央総合法律事務所において弁護士として執務してまいりましたが、今般、2年間の期間満了に伴い、平成25年3月31日をもって退所いたしました。

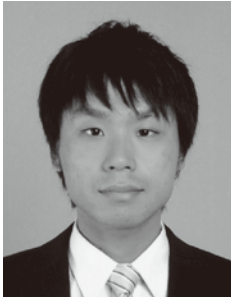
在職中、皆様方には、多大なご厚情を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

振り返りますと、この2年間は、裁判官の時には経験したことのない新しい多種多様な経験をさせていただきました。デューデリジェンスや労働組合との団体交渉など、事案の種類・内容によって裁判官では経験し得ない事案もありました。情報発信の重要性、特定の分野を深めていくことの楽しさも知りました。しかしながら、最も大きな経験であったのは、依頼者の皆様から直接お話を伺い、心に寄り添いながら、その立場からなし得る最善の策をともに考えていくという、日常の職務そのものであったと思います。弁護士にとっては当たり前のことではありますが、中立的な立場から考え、弁護士を通じて事実関係の整理された事案に関わることに慣れていた私にとっては、非常に貴重な経験でした。

今後は、裁判所におきまして、この経験を生かし、さらに研鑽を重ね職務に精励するとともに、この貴重な経験を、私一個人の経験に留めることなく、裁判所という組織自体に還元していきたいと考えております。

最後になりましたが、依頼者の皆様、そして弁護士法人中央総合法律事務所が、今後益々ご発展ご活躍されることを心よりお祈り申し上げます。

謹白
久保田千春



弁護士

下西 祥平
(しもにし・しょうへい)

〈出身大学〉
京都大学法学部
神戸大学法科大学院

〈経歴〉
2010年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新63期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務
労働法務

トピックス

労働契約法・高齢者雇用安定法の改正について

弁護士 下西 祥平

1 はじめに

今般、平成25年4月1日付で労働分野における二つの重要な法律の改正が施行されることとなりました。一つは、「労働契約法の一部を改正する法律」(平成24年法律第56号、以下「改正労働契約法」といいます。)であり、もう一つは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第78号、以下「改正高齢者雇用安定法」といいます。)です。

いずれも、法改正による就業規則、労働協約及び各種社内規定の整備を図る必要もあることから、今般法改正の概要をご紹介します。なお、本書においては紙面の関係上具体的な運用面に関して記載することまではできませんでしたが、改正に関連する具体的なご相談事項がありましたら直接お問い合わせいただければ幸いです。

2 労働契約法改正の骨子

(1) 無期労働契約への転換(改正労働契約法18条)

同一の使用者との間で、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。但し、通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象ですので、平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は通算契約期間に含めません。

なお、有期労働契約とその次の有期労働契約との間に、契約がない期間が6カ月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含めません(クーリング制度)。

(2) 「雇止め法理」の法定化(改正労働契約法19条)

最高裁判例で確立した「雇止め法理」がそのままの内容で法律に規定されました。

①過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの

②労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められるもの

③上記①・②のいずれかに該当する場合に、使用者が雇止めすることが「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は、雇止めが認められず、従前と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されます。

なお、「雇止め法理」の法定化については、上記(1)・下記(3)に先行して、公布日である平成24年8月10日に施行されています。

(3) 不合理な労働条件の禁止(改正労働契約法20条)

同一の使用者と労働契約を締結している有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

一切の労働条件について適用がある点、労働条件の相違が不合理か否かは、①職務の内容(業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度)、②当該職務の内容および配置の変更の有無、③その他の事情を考慮して、個々の労働条件ごとに判断されることとされています。

3 高齢者雇用安定法の骨子

(1) 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止(旧高齢者雇用安定法9条2項削除)

平成16年改正により、高齢者雇用確保措置として、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入(労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可)、③定年の定め廃止のいずれかを講じなければならぬとされていました。しかしながら、今回の法改正により、「労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可」との例外を廃止することとなりました。但し、本改正は、定年の65歳への引き上げを義務付けるものではありません。

(2) 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大(改正高齢者雇用安定法9条2項)

継続雇用制度の対象となる高齢者が雇用される企業の範囲を特殊関係事業主とされるグループ企業まで拡大する仕組みを設けました。特殊関係事業主とは、規則にて、元の事業主の①子法人等、②親法人等、③親法人等の子法人等、④関連法人等及び⑤親法人等の関連法人と定められています。

(3) 義務違反の企業に対する公表規定の導入(改正高齢者雇用安定法10条3項)

厚生労働大臣は、事業主に対し高齢者雇用措置に関する勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないときは、その旨の公表をすることができるとの規定が新設されました。

(4) 高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定(改正高齢者雇用安定法9条3項、平成24年厚労省告示560号)

厚生労働大臣は、事業主が講ずべき高齢者雇用確保措置の実施及び運用(心身の故障のための業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含む。)に関する指針を定めることとされました。これは衆議院における修正により挿入されたものですが、企業現場における法改正の適用場面を分かりやすく示すことを目的としています。

活動分野のご紹介

●金融法務（銀行法務、保険法務等）●

保険業法等に関連する業務を中心に取り扱っています。従来、錦野・稲田の2名を中心に対応させて頂いていたのですが、稲田弁護士が海外留学に行ったこともあり、メンバーに若手の大平弁護士を加えた新チームを結成しております。大平弁護士は、法律相談、意見書作成、講演等の経験を通じて相応に実力をつけてきていますので、ご活用の程、何卒宜しくお願い致します。（錦野裕宗）

最近、何件か大型の不動産証券化案件を担当させて頂きました。今ではごく当たり前のように不動産証に関する関連法令は頭に入っていますが、これをやり出した当時や関連法令の改正があった当時は四苦八苦していた記憶がございます。しかし弁護士として新規スキームの構築やドラフトに携われることは何よりの喜びであり、今後もそのような案件の委嘱が受けられるようにしたいと思います。（瀧川佳昌）

金融機関や債権回収会社からご依頼いただく業務を数多く担当させて頂いております。これまで法律の不備や裁判所の取扱い上難しいとされてきた案件について、依頼者の方々との勉強会や事務所内での種々の検討を重ね、突破口を見出した案件や見出しつつある案件もございます。何かできなければおかしと思われる案件につきましては、一度ご相談いただければ幸いです。（古川純平）

4月の改正犯罪収益移転防止法の施行に伴う対応のご相談を多く承っています。5月10日には植村弁護士とともにセミナーインフォ主催金融フォーラム2013にて「金融機関における反社・マネーロンダリング対策」と題した講演をさせて頂き予定であり、それに向けて、改正犯罪収益移転防止法の運用上の問題を中心に検討しています。講演の成功に向けてゴールデンウィーク返上で頑張りたいと思います。（中村健三）

●企業法務●

司法制度改革により弁護士数が増加したこともあり、大企業では企業内弁護士が増えています。また、企業内弁護士を雇用する必要までは感じない企業でも、弁護士が会社内に机を頂き、週に1回お伺いして執務するというケースが増えています。私も、複数のクライアントに行かせて頂いており、書面を起案したり、契約書をレビューしたり、契約交渉の方向性について議論したり、法務相談にのったりしています。企業の文化を肌で感じ、最前線で働いている企業の皆様と身近に触れ合うことによって、信頼関係を深めることができているように思っています。また、すぐ近くに弁護士が居るといことで、これまで質問しづらかった何気ない疑問についてご相談頂けるようになり、会社の法務意識やコンプライアンスの向上に微力ながらお手伝いできているのではないかと考えています。（太田浩之）

●M&A／国際企業取引●

〔M&A〕

外国企業による医療機器関連の買収案件が1月にクローズしました。従前もっと時間がかかっていたと思われた製品承認の承認関係も、数週間で終わったようです。また、昨年デューデリジェンスを行ったが一時中断していた外国企業による日本国内の金融関係の買収案件が3月になって復活したとの連絡が依頼者からありました。円安の影響でしょうか。（安保智勇）

〔国際企業取引〕

3月に入ってから立て続けにいくつかの外国企業による日本の子会社設立の依頼が相次ぎました。業種は様々です。日本の国内企業は海外に進出する動きが加速していますが、外国企業からはまだまだ日本にビジネスチャンスがあると見ているようです。（安保智勇）

3月は期末ということもあり、クロージングが重なる案件が多かった。昨年より携わっていた上場企業の再生支援案件は、無事、政府系の支援機構より支援決定がなされ、本格的な再生を図ることになった。また、海外では、現物出資を利用した海外支店から現地法人への事業の移管のお手伝いをさせて頂いた。金銭の出資の場合と異なり、現物出資の場合は、国によってかなり規制内容が異なってくる。新年度は、アベノミクスで、国内の経済活動が再び活気づいてくれば、これまでの海外投資との相乗効果も生まれるのではと期待しています。（中務正裕）

●人事・労働●

この4月1日から改正高齢者雇用安定法が施行され、原則として65歳までの継続雇用が義務づけられることとなりました。就業規則変更等の手続きはお済みでしょうか。もう一つの話として、労働審判の申立件数が増加し、労働訴訟の数を上回ったと報告されています。労働審判とは、裁判官（1名）と労働問題の専門家（2名）が事件を審理し、紛争の実情に即して迅速かつ実効的な解決を図る制度ですが、3回以内の期日に審理を終結することになっています。労働紛争が生じると、十分な交渉を経ることなく申立られることが多いのでご注意ください。（村野讓二）

●国際間紛争●

最近、京都事務所においても、国際的な取引に関するご相談を受ける機会が増えてきました。ご相談では、十分な検討がなされずに、契約書を締結していると感じることが多々あります。契約書の文言一つで、紛争を未然に防ぐことが出来る場合がありますので、是非、契約の「締結前」に、一度ご相談いただければと思います。（藤井康弘）

●知的財産・競争法●

知財部に所属する弁護士は、それぞれ知的財産権に関わる分野で活躍しています。まず、知財案件を扱って25年を超える加藤幸江は、日本工業所有権法学会の監事をしており、弁理士能力担保研修の講師として長年商標を担当して、判例評釈等を知財関連の本に発表しています。中務尚子は、米国ロースクール卒業後、シカゴにある知財専門の中堅ローファームにおいて、1年間に渡り生化学チームの一員として勤務し、米国独特の特許侵害訴訟におけるディスカバリーや特許クレーム解釈を現地で学んできました。現在は日本知的財産協会において継続して講師を務めるなどしています。（加藤幸江・中務尚子）

〔表示法〕

最近、表示に関するご相談がたくさん寄せられています。ご相談の内容は、セール時の価格の表示方法、原産地以外の地名を表示する場合の問題点、製品の使用上の注意の表示方法、宣伝文句に有名人の言葉を使いたい等々、様々な内容で、加藤幸江、松本久美子を中心となり、景品表示法、不正競争防止法、PL法、著作権法等関係する法律やガイドライン、先例等を検討し、ご回答しています。こういったご相談が増えている背景には、ホームページやメルマガ等で簡単に多くの人の目に触れる宣伝ができることや、ここ数年景品表示法に基づく措置命令が大手企業にも出されていることから、企業の表示に対する関心も高まっているということがあるのではと考えております。顧客を惹き付けるような宣伝文句を記載する際には十分注意され、事前にご相談ください。（松本久美子）

●事業再生・事業承継・倒産●

高齢化に伴い認知症が増え、その期間も長くなり、まさに事理弁識能力に欠ける“空白の期間”への法的対応がクローズアップされてきています。いわゆる「成年後見制度問題」です。後見を受ける者、後見をする者、銀行等第三者への対応等、種々の課題があります。弊事務所はこれらについても日々取り組んでいます。（岩城本臣）

東京事務所から静岡地方裁判所沼津支部に昨年9月末に申し立てた民事再生案件について監督委員から再生計画案に不許可事由がない旨の意見をいただき安心です。同支部では民事再生の例が極めて少ないようで、事件番号は今年の1号でした。本件は東京事務所のアソシエイトと事務局の諸君にがんばっていただきました。この場を借りて感謝です。（安保智勇）

●不動産取引・建築紛争●

最近、不動産の明渡断行の仮処分案件の対応をしています。一般的に断行の仮処分というとハードルが高いものと認識されておりますし、理論上もそうなのですが、法律上はあくまでも債権者に生じる著しい損害又は急迫の危険を避ける必要性があれば認められるものとされています。結局は利益考量によるもので、個別具体的な事案によるところですが、あまり例のない案件だけに裁判所の感覚をいかに探るかも一つのポイントになりそうです。（柿平宏明）

●紛争対応業務（訴訟等）●

昨年末からケイマン籍の私募のファンドをめぐる紛争案件に関与しました。ケイマン諸島の現地事務所に対応を依頼したのですが、担当弁護士は私が10年前東京事務所と一緒に国際仲裁案件を共同で担当した旧知の仲のイギリス人弁護士で、おかげでコミュニケーションは大変良好で、互いに費用倒れにならないよう和解で円満解決しました。事件処理のために私自身でもケイマン諸島の法律や判例を調査する機会があり、あらためてインターネットの検索エンジンの威力を知りました。（安保智勇）

たくさんさんのデリバティブ取引関連訴訟を担当させて頂いております。平成25年3月7日及び平成25年3月26日に最高裁判所が立て続けに金利スワップ取引における金融機関の説明義務の範囲に関する判断を示しました。この判決の一言一言の解釈や、この判決の射程が通貨オプション等の他のデリバティブ取引にも及ぶのかなど、6名の弁護士で何時間にも亘って議論しました。適切かつ的確な訴訟対応ができるよう、相手方から想定される錯誤、説明義務違反、適合性原則違反などの主張の分析や反論も検討していますので、是非当事務所にお任せ下さい。（中光弘、古川純平、赤崎雄作、太田浩之、高橋瑛輝、本行克哉）

近時は、労働問題、建築、消費者問題など専門性を要する問題から、隣地紛争、不動産明渡、遺産分割、交通事故、刑事告訴対応など非常に幅広い事件に携わるようになりました。とりわけ、マンション管理をめぐるのは他の法律問題に派生する複雑な紛争が多数発生しており、相談、訴訟、調停にまたがり対応しております。（下西祥平）

●相続・親族関係●

平成25年1月1日から家事事件手続法が施行されましたが、従前の手続法からの一つの改正点として、裁判所は子の意思を把握するように努め、子の意思を考慮するという定めがあります。実際に家事事件を扱ってみても、子の意思というのはなかなか考慮されない場面が多かったというのは私も実感していますが、子供にとって裁判所の調査官に会って話をすることが果たして良いものかどうか、本当に適切な意思を把握することが出来るのか等、制度として出来たは良いものの、親、裁判所のいずれの立場からしても悩ましい問題がまだ含まれているというのは施行後も感じるところです。まだ施行されたばかりではありますが、弁護士の立場からすれば、今回の改正で解決のために増えたツールを適切に活用して事案の妥当な解決を図れるよう、実務の動きを注視することが大事だと考えています。（柿平宏明）

Globalaw加盟法律事務所のご紹介

第6回 DeBenedetti Majewski Szczesniak (ポーランド)

弁護士 安保 智 勇

弁護士法人中央総合法律事務所は、現在世界100ヶ国、160都市、約4,500人の弁護士が加盟する法律事務所ネットワーク「Globalaw」に加盟しています。本事務所ニュースでは、毎号Globalawに加盟する海外の事務所をご紹介しております。今号は、ポーランドのDeBenedetti Majewski Szczesniak法律事務所(DMS)のマネージングパートナーであるDariusz Szczesniak(ダリウス・シチェスニアク)弁護士より、同事務所のご案内を頂きました。本稿ではDMSの創業時からポーランドの有数の独立系法律事務所となった経緯についてお書きいただきました。

DeBenedetti Majewski Szczesniak (DMS)のご紹介

Dariusz Szczesniak (ダリウス・シチェスニアク) 弁護士

DMSとその創業パートナーのストーリーは、ポーランドの市場経済への転換と欧州連合への加盟と交錯します。成功物語や自己啓発に関する本によく見られる古くからのことわざ「上げ潮は船をみな持ち上げる」「転機を逃すな」「休まずコツコツ取り組み」「急がば回れ」は、矛盾するように思えても全て当てはまるものです。

今日DMSは、25名の弁護士を有する専門事務所であり、大企業および戦略的クライアント、優れたプラクティスグループ、健全な評判を有しており、容易にワルシャワの優良法律事務所の一つに数えられています。DMSの創業時代(最近ですが)を掘り下げると、DMSのマーケットでの地位、クライアント指向、DMSが提供できる付加価値を理解していただけたらと思います。

DMSは2004年末頃、David DeBenedetti、Jaroslaw MajewskiおよびDariusz Szczesniakの3名のパートナーにより設立されました。ポーランドの最近の歴史上、2004年といえばポーランドの経済改革が始まってから15年、北大西洋条約機構(NATO)に加盟してから5年、経済協力開発機構(OECD)に加盟してから8年後のことです。そして2004年にポーランドは欧州連合の一員となることで世界との関係を強固なものにしました。



経済面および法的側面では、2004年はポーランドの「開拓の時代」が終わりを迎えた年です。90年代に見られた「西部開拓史」ばりの資本主義と経済改革は色褪せ、ポーランドは国際市場において真のプレイヤーとなり、投資先としては、投機性が低くなった場所となりました。欧州連合内で法の支配も確立されました。

個人レベルでは、2004年は3人の創業パートナーが新たな環境で業務を開始するには適した時でした。

David DeBenedetti弁護士は、国際的法律事務所として7年間勤務し、ニューヨークとワルシャワを行き来していました。より重要な点は、彼がポーランドでヘッジファンドや投資ファンドとの関係を構築したこと(いい経験も苦しい経験もありましたが)。いい経験に対応するのは簡単でしたが、苦しい経験こそ「クライアントを困難な状況から助ける」というDMSのユニークな側面をかたちづけることになりました。「リストラ」「債務整理」「訴訟」などと言われていますが、結局、依頼者は問題から抜け出すのにDMSの支援を必要とするわけです。これらのプロジェクトにおける当事務所の業務により、中核・戦略的な依頼者層ができました。さらにDMSは他のクライアントとも出会ってきましたが、その多くは既存のクライアント及びDMSと共に仕事をした、又は相手方となった弁護士からの紹介です。

Jaroslaw Majewski弁護士は、他の創業パートナーであるDavid DeBenedetti弁護士や Dariusz Szczesniak弁護士とはかなり異なるキャリアを積んできました。彼はある銀行の顧問弁護士をしながら、ホワイトカラー犯罪についてアカデミックな専門知識を築いてきました。Jaroslaw Majewski弁護士は、ポーランドの個人富裕層を刑事事件において代理することを主要な関係先とする事務所をはじめました(ポーランドでは全く無実の個人富裕層に対する刑事事件が、過去また現在も日常的に存在しています)。刑事事件で頭角を現すと、個人富裕層がJaroslaw Majewski弁護士に企業法務関連および民事一般の案件を依頼することは容易でした。ポーランドの様々な業界で、企業法務および民事一般とホワイトカラー犯罪関連実務の組み合わせというDMSの第二の支柱がこうして創られたわけです。

Dariusz Szczesniak弁護士は、その経歴から当時は新しかった保険法および証券実務の第一線にいました。Dariusz Szczesniak弁護士は、ポーランド開発銀行として登録していたあるポーランドの大手銀行の顧問弁護士をしていました。その後国際的な法律事務所に入所し、ポーランド市場に初めて進出した多くの保険会社にアドバイスをするグループのメンバーとなりました。この経験とクライアント層により、DMSの3本目の柱「強固な保険関係実務」ができ、これによりDMSは幅広いクライアント(保険会社以外でも、殆ど全ての企業が何らかの保険問題を有しています)に接することになりました。

これらの3本柱(投資ファンド、ホワイトカラー犯罪とポーランドの会社法務、保険)により、DMSはポーランドのブティックの法律事務所の中で、高度な案件について国際的な法律事務所と十分競い合うという評価をいち早く得ることが出来ました。これらの柱は2008年の世界的な経済危機が起きたときにも弾力性があることを証明し、新たに銀行関連/プロジェクトファイナンス、再生可能エネルギー、および労働法分野に拡大することを可能にしました。

2008年は、ポーランド、世界、そしてDMSにも変化をもたらした年でした。DMSでは、破産および訴訟問題の増加と、M&Aおよび投資ファンド業務の減少に対応しなければならなかった。DMSは、時局が好転するのを待つのではなく、Wojciech Baranski氏を新しいパートナー弁護士として迎え入れ、破産および訴訟問題業務の大半の処理に当たりました。Wojciech Baranski氏は、もともと銀行の社内弁護士でしたが、再生および延滞ローン関連のチームの責任者であり、DMSのクライアントのニーズが変化するにつれて、その別の専門知識が極めて重要であることが判明しました。その上、Wojciech Baranski弁護士の銀行関連の専門知識は、DMSが国際機関からのプロジェクトファイナンスの依頼を受けたため、時宜を得たものでした。このプロジェクトファイナンス業務は、現在まで続いています。2012年には初めてDMSが中心となって、英国、ロシア、およびフィンランドの法律事務所と共同でDMSのクライアントの法律業務をまとめました。

また2012年は、Christian Schnell弁護士がDMSに加わり、新たに再生可能エネルギーという業務グループが加わったことから、興味深い1年となりました。Christian Schnell弁護士は、母国のドイツからポーランドへ移住し、15年以上に当該実務分野を確立してきました。当該分野におけるChristian Schnell弁護士の評判により、DMSはたちまちその年のポーランドの「Renewable Energy Law Firm of the Year」賞を獲得することができ、またDMSが会社法および投資ファンド関連のクライアントを通じてのみ対応していた分野で、数多くの依頼を受けることに繋がりました。

DMSは現在、米国、ドイツ、フランス各国の言語のネイティブスピーカーの弁護士で構成されるチームを日常業務で配し、ポーランドでは最も国際的な法律事務所であると考えます。同時にDMSは、その中核である実務分野グループを維持、および新規のグループを創設して、国際的な法律事務所が有するとされるクライアントサービスに焦点を当てた、良質のポーランド法関連の助言業務を提供することを可能にしています。

将来のマクロ経済学的問題とは?

ポーランドは、2008年から2012年の期間にEU内で経済成長を遂げた唯一の国であり、「グリーンアイランド」として歓迎されています。この成功に貢献した要因はいくつかありますが、最近の指標では、ポーランドがより厳しい経済状況を迎えつつあり、例え経済成長があるにしてもごく僅かで、さらに、失業増加および取引業務の停滞の可能性を示しています。

法律事務所として、DMSは、その中核分野のおかげで、異なる時代にもかかわらず、成長を続けることができるとしています。DMSの人事労務チームは、クライアントが経験する避けがたい不幸な規模縮小および解雇問題に対応する準備があり、その一方で、DMSの破産および事業再生チームは、債権者が未払債務者に疲弊するにつれ、業務の依頼数が上昇することになります。

その将来:独立系法律事務所として、有機的な成長を続ける。

本稿に劇的なエンディングはありません。人生には滅多にそのようなものはありません。パートナーが気持ちよく日常業務をこなし、ともに着実に前進する時は、当事務所はその状態であり、チャンスが巡ってきた場合は向上し、拡大していきます。当事務所は、他の事務所との巨大合併やニュースのヘッドラインを飾るような大きな変化は予定していません、自分の業務をこなし、そしてそれらを上手にこなしていくのみです。

DMSの成功の秘密を見れば、著名な成功物語の作家が言うことは真実であることが判明しますが、基本は、自分の好きであること、これが上手であること、そしてこれを一緒にやりたい人とやることでしょう。

DeBenedetti Majewski Szczesniak

所在地: ul. Królewska 16

Saski Crescent

00-103 Warsaw, Poland

事務所電話番号: +48 22 339 54 00

E-mail: officewarsaw@dms.net.pl

ウェブサイト: www.dms.net.pl/

DeBenedetti Majewski Szczesniak法律事務所へのお問い合わせは、弊事務所までご連絡いただくか、上記へ直接ご連絡下さい。



シリーズ「事業承継」(12)

「生前贈与のすすめ」

弁護士 岩城 本 臣 弁護士 加藤 幸 江
 弁護士 村上 創 弁護士 小林 章 博
 税理士 岡山 栄 雄

事業承継は、スキームを立て、これに“早く着手して、ゆっくり進める”ものだと言われています。“拙速は駄目、時間をかけなさい”ということでもあります。しかし、スキームはひとつひとつの方法・局面の積み重ねであります。

「シリーズ事業承継」は、しばらくこのひとつひとつの方法・局面について研究し、報告させていただきます。

1 贈与契約の内容

- (1) 贈与とは、当事者の一方(贈与者)が、自己の財産を無償で相手方(受贈者)に与える意思表示をし、その相手方が受諾することによって成立する契約です。諸外国では、贈与の約束に公証人の作成した贈与証書などを要求している国もあります。我が国の民法では贈与を不要式の諾成契約としています。つまり、贈与者と受贈者の意思表示があれば贈与契約は成立しますので、贈与契約は書面による必要はありません。しかし、書面によらない贈与は、履行前であれば何時でも取消すことができます。
- (2) 贈与の種類としては、生前贈与と死因贈与があります。生前贈与とは、贈与者が生存中に自分の財産を無償で他人に与えることで、一般に贈与といえば生前贈与を指しています。死因贈与は、生前に贈与をする旨の契約をして、贈与者の死亡によってはじめて効力が生じる贈与契約をいいます。

2 生前贈与の事実証明

相続税対策で生前に贈与を行なった場合、税務上、実質的に贈与があったかどうか問題となります。生前贈与の事実を証明するものとして、次のようなことが考えられます。

- (1) 贈与契約書の作成
夫婦や親子など特殊な関係にある者の間において行なわれる金銭の贈与は、書面を作成して行なわれることが少なく、贈与であるか金銭の貸借であるかの事実認定は難しい場合が多いものです。そこで、贈与の事実を明らかにするために、贈与契約書を作成し、客観的に贈与の事実があったと認められる状況を作ります。また、受贈者が未成年者の場合には、契約書に親権者名も併記しておくことです。公正証書や確定日付の証明があれば最高です。
- (2) 資金移転の証明
贈与契約書を作成した上で、金銭に関する贈与は、現金による決済ではなく銀行預金の口座間における振替入金にするなど、預金通帳に資金の移動の証拠を残すようにしておきます。併せて、預金の印鑑も他の家族名義の印鑑とは別のものしておくことです。
- (3) 贈与財産の管理
生前贈与の判断には、贈与された資金を誰が管理しているかが重要なポイントとなります。預金を贈与した後に、通帳や印鑑を受贈者に渡して、贈与者は贈与財産に関与しないようにします。受贈者が管理していない預金は単に名義だけを変更したものと判断され、実質的に贈与者の財産とされます。
- (4) 財産果実の取得
財産の所有権については、その財産の果実を誰が取得しているかが大きな判断材料となります。預金の利子、株式の配当、不動産の賃貸収入など、贈与された財産から受ける果実を確実に名義人が取得し、その納税も財産の所有名義人が行なうことです。名義株については、配当金を取得している人が実質的な株主とみなされる可能性が高くなります。また、不動産については、収入金の取得のほか固定資産税を誰が負担しているかが一つの基準となります。
- (5) 贈与税の申告納付
贈与税の申告の事実を証拠として利用する方法があります。例えば、一人当たり200万円を贈与した場合、基礎控除額の110万円を控除し、その差額に税率10パーセントの贈与税9万円を支払って、税金の納付事実を証拠とする方法です。長期間にわたって毎年多数の親族に生前贈与をすると結構多額な贈与ができるものです。ただし、子供や孫にあまり多額の財産を移転してしまうと、老後に親や祖父母の威信がなくなりますので注意する必要があります。

3 他人名義預金の帰属判定

相続税の税務調査で一番問題になるのは、家族名義預金が誰のものであるか預金の帰属に関する事項です。名義預金とは、単に名義が配偶者や子供など相続人の名義になっているものの、実質的には贈与の事実がなく被相続人の相続財産に含まれる預金をいいます。その判定基準は、おおむね次のようになっています。

- (1) 預金の名義人
預金は、一義的にはその名義によって帰属が判断されます。住所、印鑑を含めて預金の名義を真正な名義人にしておくことが必要です。また、預金の名義人は、金銭を贈与されたことを認識する必要があります。加えて、認識できる年齢に達しているかどうか問題視されます。
- (2) 預金の資金出所
預金はその預け入れた資金の出所が重要です。預金名義人の財産から発生していることを証明する必要があります。そのため、預金名義人にその預金が発生するだけの給与、配当、不動産所得などがあることが大切です。したがって、預金名義人には過去に、それ相応の所得があったことを証明できるようにしておくことです。
- (3) 預金の管理運営
名義預金に該当するかどうかは、種々の観点から総合的に判断されます。主な判断基準として、その預金の管理、運用を誰が行なっているかが問題となります。預金名義が親族のものとなっても、預金通帳や印鑑の管理を被相続人が行ない、実際の預け入れや引き出しを被相続人が行っているれば、被相続人の預金とされる確率が高くなります。例えば、子供の預金に被相続人と同じ印鑑を使用している場合は、単に子供の名義を借りて口座を作ったと考えられます。また、遠方に住んでいる

子供名義の預金を被相続人が住んでいる所で作って、そのまま管理していた場合には、被相続人の預金であると推定されます。

4 不動産の贈与

不動産の贈与があった場合、その不動産に係る贈与税の納税義務が生じる取得時期は、公正証書などの契約書が作成された時期か、実際に所有権の移転登記が行なわれた時かが問題になります。相続税法基本通達によると、贈与による財産の取得時期は、書面によるものについては、その効力の発生した時に、書面によらないものについては、その履行の時とされています。

しかし、書面による贈与であっても、書面の作成が単に形式的なものであり、書面作成後に、贈与税の申告もなく、かつ、相当期間にわたって格別の理由もなく所有権の移転登記が行なわれなかった場合には、その不動産は登記が行なわれた時に贈与があったものとされます。

5 贈与税の取扱い

相続税法における贈与税の取扱いは、次のようになっています。

- (1) 暦年課税方式
暦年課税とは、贈与を受けた者に、1年間(1月1日から12月31日まで)に贈与を受けた財産の合計額から、基礎控除額の110万円を差し引いた残額に対して、一定の税率で課税されるものです。したがって、年間110万円までの贈与については税金が課税されません。なお、本年度の税制改正によって、平成27年1月1日以後に贈与によって取得する財産に対しては、最高税率が50パーセントから55パーセントに引き上げられました。
- (2) 教育資金の一括贈与
本年度の税制改正によって、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、30歳未満の受贈者の教育資金に充てるため、祖父母などが資金を拠出し、金融機関に信託をした場合には、信託受益金の価額や拠出された資金のうち1,500万円までの金額は、贈与税が課税されないことになりました。
- (3) 配偶者からの贈与
婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用の不動産の贈与があった場合には、一定の条件に該当すれば、贈与税の申告をすることによって、贈与税の基礎控除額110万円のほかに、最高2,000万円までの配偶者控除が受けられます。
- (4) 相続時精算課税制度
贈与者が65歳以上の親で、受贈者が20歳以上の子供である場合、贈与を受けた時に贈与財産に対する贈与税を支払い、贈与者が亡くなった時に、その贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、既に支払った贈与税額を控除する制度です。なお、平成27年1月1日以後に贈与する場合には、贈与者は60歳以上に、受贈者に孫が追加されました。相続時精算課税は、贈与の時の財産価額が相続の時に引き継がれますので、贈与財産の価額が低下しても相続税は贈与時の価額で申告しなければなりません。したがって、非上場株式など将来値下がりする可能性のある贈与財産にはくれぐれも注意する必要があります。また、一度この制度を選択すると、その後は暦年課税に変更することができません。受贈者が1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から2,500万円の特別控除がありますので、その範囲内で利用することは大いに意義があります。
- (5) 住宅取得資金の贈与
子供や孫が親や祖父母から住宅取得資金を贈与される場合には、平成25年と26年中に限り、それぞれ700万円と500万円の非課税枠があります。特に、省エネルギー性や耐震性を備えた住宅については、非課税枠が、それぞれ1,200万円と1,000万円になっています。

6 税務上の問題点

贈与税に関する税務上の問題点は、次のようになっています。

- (1) 贈与税の課税対象
贈与税の課税対象とされる民法上の贈与は、贈与者による贈与の意思表示と受贈者による受贈の意思表示をもって成立する契約です。贈与者による一方的な意思表示のみでは民法上の贈与は成立しませんので、親が子供や孫に一方的に贈与したとしても、税法上は贈与したものと認められません。
- (2) 税務上の時効
贈与税の時効期間としては、原則として法定納期限から6年間行使しない場合は時効によって消滅することになっています。そのため、納税義務は、原則として6年を経過すれば、時効によって消滅することになります。国税の徴収権の時効については、その援用を要しません。また、その利益を放棄することも出来ませんので、時効完成後に納税をしても過誤納として還付されます。
- (3) 他人名義預金の時効
民法の贈与とは、諾成契約による必要があります。父親が子供名義の預金をしていても、子供がその預金を知らない場合には、子供には受贈の意思がないことから、贈与契約は成立していないことになります。このため、親や祖父母が子供や孫の名義の預金をして何年経過しても、民法上の贈与が行なわれていないと判断され、税法上の時効は成立しないことになります。
- (4) 幼少の孫に対する贈与
祖父母が幼少の孫に贈与するとき、贈与に対する受贈の意思表示をすることが困難な場合があります。したがって、民法の諾成契約としての贈与が成立しているとは言いがたい状況が生じます。そこで、孫の親権者である父母が民法に規定する財産管理権と代理権を行使して、祖父母から贈与を受けた財産について管理行為を行なうことで、幼少の孫に対する贈与は成立すると考えます。



弁護士
金澤 浩志
(かなざわ・こうじ)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
2004年10月
最高裁判所司法研修所修了
(57期)
中央総合法律事務所入所
2008年4月
信託法学会入会
2012年5月
米国ノースウェスタン大学
ロースクールLL.M卒業
2012年8月～現在
米国Barack Ferrazano
Kirschbaum &
Nagelberg LLP勤務

〈取扱業務〉
企業法務、
金融法務・ファイナンス、
M&A・企業再編、
民事・商事法務

留学だより



「日本人弁護士が異国で働くということ」

弁護士 金澤 浩志

シンガポールのローファームでは、主にM&Aやコーポレートファイナンス等の案件に従事させていただいていますが、加えて、日系企業が当地で業務を行う上で直面する法的問題に対応することも重要な業務です。私は当地では外国法弁護士としての登録を受けていますが、当該登録ではシンガポール法に関するアドバイスを提供することは認められていません。そのため、シンガポール法が関わる案件については原則シンガポール弁護士と協働して対処する必要があります。それでは、私は一体何をやっているんだ、どこに存在意義があるのかと疑問を持たれるかも知れません。シンガポールは英語圏なのだから、自社内の英語ができる人材や通訳を使って直接当地の弁護士とやり取りすれば十分だろうとお考えになる方もあろうかと思えます。

シンガポールがビジネスをしやすい国であることは間違いありません。ただ、そうはいつでもあくまで異国。ビジネスを進めて行く上で日本と大きく異なっている部分は多くあります。日本では当然なことも当地では常識として通用しないということが沢山あります。特に法制度の違いは大きく、そのギャップを埋める必要性は高いといえます。その

ようなギャップを抱えたままコミュニケーションを進めると、後戻りできない段階に至って相互に誤解していたことに気が付くといったことが起こってしまいます。あるいは、そのギャップを解消しようにも、法律という専門的な事柄であるため、どうしても時間が掛かり過ぎるという問題があります。

ここに私の存在意義があります。私自身の日本での業務経験や知識・常識等をベースに、クライアント様が直面している問題を咀嚼・分析し、シンガポール弁護士とクライアント様との間の橋渡しをします。このように、双方の国の法律の実情を理解している者が間に入り、相互に誤解が生じることを回避しながらコミュニケーションを促進することで、迅速・適切な法律問題の解決が達成されるのです。私としては、このような役回りの下、両者間に誤解を生じさせないことは当然の前提として、私が間に入ることによって生じる余計なやり取りの時間や手間を可能な限り短縮すること、また、事案が行き詰まるような時には自分の経験等を基に異なったアプローチを提案して前向きに進めることができるよう努めることを自らの課題として日々業務に取り組んでいます。

「金融商品取引法の法律相談」出版のご案内

平成25年3月に、当事務所が編集した「金融商品取引法の法律相談」が株式会社青林書院より刊行されました。

金融商品取引法のカバーする範囲は極めて広く、金融商品を取り扱う業者はもちろんのこと、金融商品を購入する投資家や株式を取引所に上場している会社の役員・従業員においても、同法の内容は重要なものとなっています。

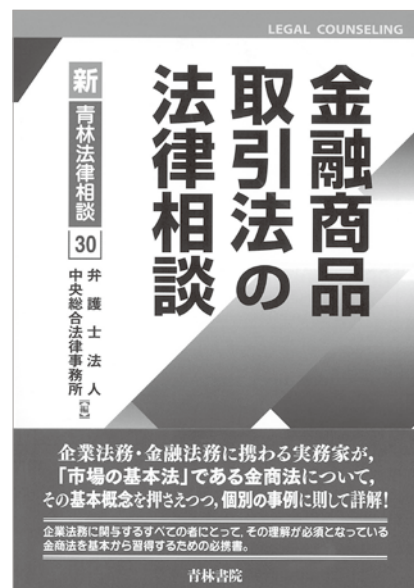
本書は、そのような金融商品取引法に接する方に対し、読みやすさ・分かりやすさをモットーに、同法における重要な概念を解説し、問題となる個別事例を参照することができるような書籍を目指したものです。

本書ご購入・ご購入をご希望の方は、是非、当事務所の下記担当までご連絡頂きますようお願い致します。

大阪事務所 宮武(06-6365-8111)

東京事務所 鶴岡(03-3539-1877)

京都事務所 藤原(075-257-7411)





弁護士

吉田 伸哉
(よしだ・しんや)

〈出身大学〉
福岡県立小倉高等学校 卒業
立命館大学法学部
大学院への飛び級に伴い中退
立命館大学大学院
法学研究科修士課程 修了
〈経歴〉
2006年10月
最高裁判所司法研修所修了
(59期)
中央総合法律事務所入所

最新判例紹介

シンジケートローンにおけるアレঞ্জヤーの不法行為責任

—最高裁平成24年11月27日第三小法廷判決—

弁護士 吉田 伸哉

1 はじめに

本判決は我が国の最高裁として初めてアレঞ্জヤー(銀行)に信義則上の情報提供義務があるとして不法行為責任を肯定したものですので以下に紹介させていただきます。

2 事案の概要と下級審の判断

(1)本件は、アレンジヤー(上告人)によるシンジケートローンへの招聘を受けて参加した被上告人ら(銀行等)が、上告人と共に借受人A(株式会社)。当時の代表取締役B)に対し同ローンを実行したところ程なくしてAの経営が破綻して損害を被ったとして、上告人に対し情報提供義務懈怠等を理由に不法行為に基づく損害賠償を求めた事案です。

(2)一審(名古屋地裁平成22年3月26日判決)は債務不履行責任・不法行為責任共に否定し、原審(名古屋高裁平成23年4月15日判決)は不法行為責任のみを認めました。

3 本判決の重要な事実関係

(1)本件シンジケートローン(本件シ・ローンの招へい、説明

- ・H19.8.29、上告人は、Aの委託を受け本件シ・ローンのアレンジヤーとなる。
- ・H19.8.29~31、上告人は、被上告人らに対し参加を招聘し、本件シ・ローンを説明。

この際、上告人は、Aの同年3月期決算書(本決算書)、参加案内資料及び本件シ・ローンの必要性、返済見込み等を記載した補足資料を交付。参加案内資料には、留意事項として、資料に含まれる情報の正確性・真実性について上告人は一切の責任を負わないこと、資料は必要な情報を全て包含しているわけではなく、招へい先金融機関で独自にAの信用力等の審査を行う必要があることなどが記載されていた。

(2)別件シ・ローンの実行と財務調査

- ・H19.3、AのメインバンクCは、他の金融機関と別件シ・ローンを組成し、実行。
- ・H19.8.28~29、CはBに本決算書の不適切な処理の疑いを指摘。専門家による財務調査を行わなければ翌月以降の別件シ・ローンの継続ができない旨を告げた。
- ・H19.9.10、Bは、承諾し、別件シ・ローンの各参加金融機関に対し、本決算書で一部不適切な処理がされている可能性があるため、Dに本決算書の精査を依頼する予定である旨を記載した書面(本件書面)を送付。

(3)参加表明による本件シ・ローン(9億円)の組成と実行

- ・H19.9.20頃、上告人による本件シ・ローンの参加招へいに対し、被上告人らは、それぞれ、Aの決算書等を検討し、上告人へ質問等した上で参加の意向を示した。
- ・H19.9.21、Bは上告人の担当者Eに対し、調印に先立ち、上告人・Eに本件シ・ローンの組成・実行手続の継続の是非について判

断を委ねる趣旨で本件書面を示し、Cが本決算書に疑念を有しており、本件書面を送付した旨の情報(本件情報)を告げた。

- ・H19.9.28、上告人は本件情報を告げずに被上告人らと、本件シ・ローンを実行。

(4)粉飾決算の判明と再生手続開始

- ・H19.10.29、財務調査の結果、本決算書の粉飾(約40億円資産過大)が判明。
- ・H19.10.31、CはAに、別件シ・ローンの継続不可の旨及び期限の利益喪失を通知。
- ・H20.4.11 Aにつき再生手続開始決定(H20.3.28 Aが自ら再生手続申し立て)。

4 判旨

「本件情報は、Aの信用力についての判断に重大な影響を与えるもの」であるとした上で、「本件情報は、別件シ・ローンに関与していない被上告人らが自ら知ることは通常期待し得ないものであるところ、前記事実関係によれば、Bは、本件シ・ローンのアレンジヤーである上告人ないしその担当者Eに本件シ・ローンの組成・実行手続の継続に係る判断を委ねる趣旨で、本件情報をEに告げたというのである。これらの事実に照らせば、アレンジヤーである上告人から本件シ・ローンの説明と参加の招へいを受けた被上告人らとしては、上告人から交付された資料の中に、資料に含まれる情報の正確性・真実性について上告人は一切の責任を負わず、招へい先金融機関で独自にAの信用力等の審査を行う必要があることなどが記載されていたものがあるとしても、上告人がアレンジヤー業務の遂行過程で入手した本件情報については、これが被上告人らに提供されるように対応することを期待するのが当然」などとし、「そうすると、本件シ・ローンのアレンジヤーである上告人は、本件シ・ローンへの参加を招へいした被上告人らに対し、信義則上、本件シ・ローン組成・実行前に本件情報を提供すべき注意義務を負うものと解するのが相当である。」として不法行為責任を肯定し、原審の判断を結論において維持しました(上告を棄却)。

5 検討

(1)本件はシンジケートローンにおけるインフォメーション・メモランダムにて確約された借受人の提供した資料について、正確性・真実性を揺るがす情報が、シンジケートローンの契約前に明らかになった事案です。

(2)本判決が、原審の故意・重過失という基準を踏襲せず、上記のように判示した点は、奥深いものがあります。本判決は、本件書面のように記載から存在が客観的になっている情報についてアレンジヤーに情報提供義務を認めたものと思量されますが、他方で、情報提供義務を負う情報は、「アレンジヤー業務の遂行過程で入手した情報」に限定されるかという点までは明らかになっておりません。今後の実務では、アレンジヤーの責任及び範囲について慎重な判断が必要であるといえます。



弁護士

草深 充彦
(くさふか・みつひこ)

〈出身大学〉

京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉

2011年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新64期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉

民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

「交通事故の損害賠償額」

—自賠法15条所定の保険金の支払を求める訴訟において、裁判所が、同法16条の3第1項所定の支払基準によらずに保険金の額を算定することの可否(最高裁平成24年10月11日第一小法廷判決)—

弁護士 草深 充彦

1 はじめに

自動車損害賠償保障法(以下、「自賠法」といいます。)16条の3第1項は、保険会社が同項所定の支払基準に従って保険金等を支払わなければならない旨定めています。支払基準の趣旨は、保険会社に対して画一的な基準に基づく保険金等の支払を義務付けることにより、公平迅速な保険金等の支払を確保することにあります。その内容は、一般に、裁判基準と比較して、被害者側に不利なものになっています。もっとも、支払基準には、重過失減額制度(被害者の重大な過失を理由に一定割合の減額を行う制度)が設けられており、一定の場合には、裁判基準よりも支払基準の方が被害者に有利になることがあります。例えば、支払基準によれば、死亡ないし後遺症事案では、被害者の過失が9割以上10割未満であっても保険金等の額から5割が減額されるにすぎないので、被害者の損害が7000万円、過失が9割の場合には、裁判基準によれば700万円しか賠償が認められませんが、支払基準によれば3000万円×(1-0.5)=1500万円の賠償が認められることとなります。

このように、一般的に裁判基準より被害者に不利な支払基準は、重過失ある被害者にとっては、裁判基準よりも有利な内容になっているのですが、被保険者や被害者が自賠責保険会社に対して保険金等を請求する訴訟を提起した場合に、裁判所が支払基準に従って保険金等の額を算定しなければならないのか、それとも自ら相当と認定判断した損害額および過失割合に従って保険金の額を算定することになるのかが問題となります。

2 事案の概要及び判旨

(1) 事案の概要

ア Aが運転していた自動車とBが所有しCが運転していた自動車とが正面衝突し、Aが死亡しました。

イ Cが運転していた自動車には、Yを保険者とする自賠責保険契約と、Xを保険者とする自動車共済契約(任意保険)が締結されており、Yは、Aの相続人らに対し、自賠責保険契約に基づき損害賠償金として1500万円を支払いました。

ウ Aの相続人らは、Cらを相手どって、Aに生じた損害の賠償を求める訴訟を提起しました。同訴訟では、Aの損害が7500万円、Aの過失割合が6割であることを前提に、CがAの相続人らに対し7500万円から過失相殺による減額および既払額の控除を行った1500万円(7500×[1-0.6]-1500)を支払うことを内容とする和解が成立しました。

エ Xは、上記共済契約に基づき、Aの相続人らに対し、上記和解内容に従って、1500万円を支払いました。

オ Xは、Yに対し、Aの過失割合が6割であることを前提に、自賠法15条所定の保険金として1500万円を支払うよう求めましたが、Yは、Aには重大な過失があり、保険金額3000万円から5割の減額を行うのが相当であるから、Yはこれ以上保険金を支払う義務を負わないとして支払を拒

絶しました。そこで、Xが、Yに対し1500万円の支払を求める訴訟を提起しました。

第1審は、Aの過失割合を9割と認定した上で、支払基準の裁判所拘束力について判断を加えることなく、Xの請求を棄却しました。これに対し、第2審は、Aの損害額を7500万円、Aの過失割合を8割と認定した上で、支払基準によればYは2100万円の自賠責保険金の支払義務を負うところ、Yは未だ1500万円だけしか支払っていないとして、Yに対し、600万円の支払を命じる判決を下しました。そこで、Xがこれを不服として、上告受理を申し立てました。

(2) 判旨

本件判決は、最判平成18年3月30日民集60巻3号1242頁を引用して、「(自賠)法16条に基づいて被害者が保険会社に対して損害賠償額の支払を請求する訴訟において、裁判所は、法16条の3第1項が規定する支払基準によることなく損害賠償額を算定して支払を命じることができるといふべきである」としました。その上で、「(自賠)法15条所定の保険金の支払を請求する訴訟においても上記の理は異なるものではないから、裁判所は、上記支払基準によることなく、自ら相当と認定判断した損害額及び過失割合に従って保険金の額を算定して支払を命じなければならない」として原判決を破棄し、第1審判決を結論において是認して、Xの請求を棄却すべきものとした。

3 本判決の分析

被保険者が自賠法15条に基づき(以下、「加害者請求」という。)、または被害者が同法16条1項に基づき(以下、「被害者請求」という。)、保険金等の支払を求める訴訟を提起した場合に、裁判所が支払基準に拘束されるのか否かについて、①支払基準は裁判所を拘束するという見解、②支払基準は裁判所を拘束しないという見解、③支払基準の下限は裁判所を拘束するが上限は裁判所を拘束しないという見解などがありました。このような状況の下、本判決が引用している前掲最高裁平成18年3月30日判決は、被害者請求がなされた事案において、支払基準は裁判所を拘束するものではない旨判示しました。

もっとも、同判決の事案は、支払基準の方が裁判基準よりも被害者に不利となる事案であったこと、被害者請求がなされた事案であったことから、同判決が下された後においても、本件のように、被害者の過失割合が大きく裁判基準の方が支払基準より被害者に不利となり、また、加害者請求がなされた場合に、裁判所が支払基準に拘束されるのか否かを検討する余地がありました。

この点、本判決は、前掲最高裁平成18年3月30日判決を引用しつつ、本件においても裁判所は支払基準に拘束されないと判断しており、被害者の過失割合にかかわらず、また被害者請求の事案か加害者請求の事案かを問わず、裁判所が支払基準に拘束されないことを明示的に判断しており、実務上参考になると考えられます。

京都事務所だより 12 追憶の三色ゼリー



弁護士
小林 章博
(こばやし・あきひろ)

弁護士 小林 章博

皆様は、雛祭りとお聞きになるといつの時期を思い浮かべられますか。普通は「3月3日」ですね。しかし、京都の飲食店等にお伺いすると、4月初旬になっても、お雛様が飾られていることがあります。これを見て、「まだお雛様が飾ってある?」と疑問に感じてしまう方もいらっしゃるかもしれません。京都では現在でも旧暦の3月3日に桃の節句をお祝いすることも多く、飲食店等でもこの伝統に則って、旧暦に従ってお雛様を飾られていることがあります。

日ごろ「常識」と思い込んでいることが、状況によっては「常識にあらず」ということを示す一例だと思います。

◇ ◇ ◇ ◇
同じく雛祭りに関連して、「常識」と思い込んでいたことが、「常識にあらず」を発見した例が最近ありました。

「三色ゼリー」なる食べモノをお聞きになったことがあるでしょうか。菱形をして、下から緑色、白色、ピンク色の3段重ねになったゼリーです。今から約30年前、私が小学生だった頃、3月3日の給食には決まって「三色ゼリー」が出されていました。普段、給食にデザートがでる機会は多くありません。しかし、3月3日だけは決まって「三色ゼリー」が出されていたのです。当時、子供たちにとって給食でのデザート提供はビッグイベント、この日をとても楽しみにしていました。少々体調が悪かったとしても、「給食だけは食べに行かなければ一生後悔する。」とばかりに、極めて強い意志をもってみんな登校したものです。また、不幸にも風邪で休んでしまった児童の分の「三色ゼリー」の獲得をめぐるクラス全員で壮絶なジャンケン大会が行われたりしたのも懐かしい思い出です。

現在でも京都の小学校では、3月3日の給食に「三色ゼリー」が出されているようです。そして、私は、つい最近まで3月3日には日本全国の給食で同じようなデザートが提供されるのが「常識」だと思っていたのですが、今年の雛祭りの頃、ある新聞記事に、『3月3日の給食に「三色ゼリー」が出されるのは京都独特だ。』という趣旨の記事が掲載されていてびっくりしました。なんと「三色ゼリー」は全国区ではなかったなんて!

「常識」と思い込んでいることは、必ずしも「常識にあらず」。「三色ゼリー」は、私たち弁護士業務においても深く肝に銘じておくべき大切なことを再確認させてくれました。

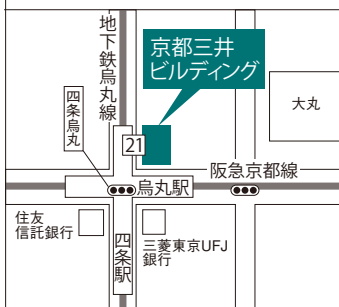
◇ ◇ ◇ ◇
私はその新聞記事を読んで、無性に「三色ゼリー」が食べたくなりました。思い立ったら即行動で、私は無事「三色ゼリー」を入手しましたが、今年は新聞記事の影響もあったせいか、早期に完売したお店が多かったようです。普段の年であれば3月3日がすぎると、売れ残った「三色ゼリー」が少し居心地悪そうに特価で販売されていることもあるのですが。

さて、「三色ゼリー」のお味はというと…。とっても懐かしい味がしました。小学校時代に食べた「味の記憶」は全く残っていなかったのですが、食べてみると「確かにこの味やった!」という感慨がありました。しかし、良く考えてみるとおかしな話で、かなり違う味であったとしても、きっと私は「確かにこの味やった!」と感じるのでしょう。

「人間の記憶の曖昧さ」。また1つ私に大切なことを教えてくれた貴重な「三色ゼリー」でありました。

◇ ◇ ◇ ◇
最後にこの記事を読んだ後日談。私の原稿を目にした事務所の職員(注:九州出身)から一言。『私の小学校でも「三色ゼリー」が出ていましたよ!』。なんということでしょう!

「情報を鵜呑みするな」。またまた1つ私に教訓を与えてくれた追憶の「三色ゼリー」。



京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅下車 20番出口・21番出口直結

「田舎の土地を巡る問題」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄 雄

(元大阪国税局査察部次長、元南税務署長)

1 田舎の土地の現状

(1) 死亡した人の土地

現在、都会に住んでいる人は、田舎出身の人が多くいます。私も高知県四万十市という田舎の出身です。その四万十市から数年一度、戦後に死亡した母方の祖父名義の土地に関して、道路拡張工事などの公共事業のために、私あてに相続人の一人として承諾文書が送られてきます。祖父の相続人は相当な数になりますし、ほとんどの者は遠隔地に住んでいます。市役所では、土地の相続人に対する連絡など、複雑煩雑な事務が生じていると思います。将来、私の子供や孫の代になると、相続人が増加して、ますます手続きが煩わしく、簡単には公共事業が行なえなくなるのではないかと危惧しています。

(2) 共有名義の土地

私は、田舎の友達から相続税の相談を受けることがあります。友達は、田舎の農地を相続したものの、農地を売却することができなかったため、遺産分割協議が成立しないので、その土地を取り敢えず相続人全員による共有登記にしたと言っていました。しかし、相続財産を共有名義にしておく、その土地に対して相続人全員に持分があることから、世代交代をすると、事情を知らない多数の相続人が発生し、その土地を個別に分割することや売却処分することに多大な労力を要します。なお、田舎の人は「たわけ」が愚か者の代名詞のように、「田分け」となる農地の分割には抵抗感があるようです。

(3) 人格なき社団の土地

私が子供の頃、父親が、数人の名義で登記されていた入会権のある村有林について、登記名義人の一人が死亡した時、その相続人が所有権を主張したため、その対応に苦慮していました。入会権のある土地など、人格なき社団の土地は、代表者名義、構成員全員又は数人の共有名義にするなど、すべて個人名で登記をします。したがって、社団の土地の登記名義人が死亡すると、土地の実質的な所有者と形式的な名義人が異なるため、社団と相続人との間で所有権に関する争いが生じます。なお、土地の名義人が死亡しても、土地所有の事実関係が証明できる限りは、相続税の課税問題は生じません。近年、人格なき社団である政治資金団体の土地を、政治家個人の名義で登記して話題になった事例がありました。

2 田舎の土地の登記

不動産登記法には、土地を相続してから登記をするまでの期間制限がありません。そのため、相続をした土地の登記をそのままにしておく場合があり、特に田舎では死亡した人の名義になっている土地が多数あります。また、社会のグローバル化に伴って、外国人や外国に住所のある人による

不動産登記が増加しており、今後、種々の問題が発生すると思います。田舎の土地は、都会で思っているほど金銭的な価値は無いものです。逆に、固定資産税や不動産管理の費用が発生し、どちらかと言えばマイナスの資産と考えられます。

土地を相続しても登記をしない理由は、相続人の数が多いことに加えて、相続人同士が以前のように親族としての絆が少ないため、揉める場合が多く、遺産分割協議が成立しないからです。また、相続人に時間的な余裕がないことや住所が遠隔地になっていることも、早期に登記をする場合の妨げとなっています。加えて、登記をするためには、司法書士や弁護士費用、登録免許税など金銭的な負担が生じますので、その分を巡ってトラブルになります。

3 田舎の土地の将来

現在、我が国では、相続による遺産分割が親族間の最大の懸案となっています。私も仕事柄、数多くの相続事案に携わってきました。何時も「相続財産は自分が働いて得た財産ではない」のに、何と欲の深い人が多いか驚かされます。特に、相続人の配偶者など、相続権のない人が最大のクレイマーになっています。醜い親族崩壊の現実を見ると、西郷隆盛の「児孫のために美田を買わず」は正しいのかも知れません。相続財産を巡るトラブルは、何も資産家だけの問題ではなく、田舎の一般家族においても発生しています。都会に住んでいる人は、田舎の土地に対して、都会の土地価額を判断基準にするため、想像以上に高額な要求をするものです。

田舎は過疎化が進み人口が減少しています。また、地方の農地や山林は荒廃し、その価値が低いため、相続が発生しても土地の登記をそのままにしています。我が国の食糧確保や環境保全の面から、均衡した国土の発展のためには、地方の農地や山林の長期的な活用が不可欠となります。しかし将来、田舎の土地は、多人数による相続人の存在によって、塩漬け状態になることは目に見えています。地方における事業の振興など、地域の発展を考える場合の足枷になります。現に、東日本大震災の「復興事業」や原発事故の「補償問題」が遅々として進展しないことが報じられています。その原因には、田舎の土地を巡る問題が少なからず基因しているのではないかと思います。田舎の土地問題を、子供や孫の世代に引き継がないように、早急に対応策を考える必要があります。

 中央総合会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号

TEL 06-6363-2063

FAX 06-6363-2067

裁判エッセイ 45 ● 編集者としての法曹

弁護士 川口 富男
(元 高松高等裁判所長官)

今年(2013年)の読売文学賞の小説部門で松家仁之著「火山のふもとで」(新潮社)が受賞しました。選評に「青春についてシニシズムが瀟々する現代、これはあえて健康なビルドゥンクス・ロマ(成長小説)に挑み、それが可能であることを証した希有の秀作である。云々」(山崎正和)とありました。夏の間浅間山麓の山荘をアトリエとして設計作業をする数名の建築家を中心とする人間模様があざやかで、こまやかに描写される風物、木々、小鳥などと溶け合って、心地よい情趣をかもし出します。印象が清々しく、残るページが少なくなるのを惜しみながら一気に読了したことで

話題になったのは、この作品が著者の処女作だということです。処女作が文芸雑誌「新潮」に連載され、単行本として出版され、それが受賞につながったのです。読売文学賞は、すでに作家として定評のある人が著した、とくに優れた作品に与えられるという位置付けがされていて、過去の受賞作が皆そうですから、松家仁之の受賞は異例に属します。大相撲で、アマ横綱が幕下付け出しでデビューした場所で幕内優勝する(取組部門が異なっていてそんなことはありませんが)ようなものです。

著者の経歴ですが、1958年生まれ、新潮社で編集者をしていて、2010年に退社、作家デビュー作が受賞したのです。

ここで注目されるのが、編集者の仕事です。編集者は、企画をし、執筆を依頼し、作家の相談相手になり、出来上がった原稿の第一読者になって、意見を述べ、場合によっては書き直しを求めたりもし、装幀や発行部数や宣伝を考える、等々です。これらについて成果を上げるためには、広い範囲の勉強を重ね、大きな視野と鋭い感覚を持ち、豊かで多彩な経験をし、著作に関する最高の技法が分かっている必要はないでしょう。編集者は、担当やら交渉やらで多くの作家に長期間接することを職掌としますから、その経験は多彩で深いものになるに違いありません。

それかあらぬか、編集者上りの作家や評論家は沢山います。それも第一級の人が少なくありません。作家も作品を作る上で編集者を頼りにしますし、実際出来上がった作品の何割が編集者の功績に帰せられるべきかについては、作品にもよりますが、その割合は想像以上に多いものようです。

つまり、編集者自体が作家としての素地を濃厚に持っている作家予備軍でもあるのです。処女作が新潮に連載されること自体が異例ですが、松家仁之の場合は、作家としてアマ横綱の実力があるとみなされたのでしょう。

◇ ◇ ◇
編集という作業は、対象物の価値を増加するばかりでなく、新たな価値をも創造します。一例を挙げると、詩文などの撰集であるアンソロジー(詞華集)があります。ある人がいろんな詩や短歌などを選んで、一つの集まりにしたものをいいます。日本では万葉集、古今和歌集、新古今和歌集等が有名です。このうち新古今和歌集は、後鳥羽上皇の院宣を受けて、定家らが選歌しましたが、選ぶ方針があり、そうしてまとめられたものが新古今調を醸成し、

日本の現在に至る美的感覚を規定することになったのです。つまりアンソロジーを編集することによって決定的な価値を創造することになりました。

編集についての考え方はもっと広めることができます。英文学者でエッセイストの外山慈比古は、本に関する技術、作業としての編集事務とは別に、広く編集の精神といったものがあるとし、こうした編集の機能を考察して英語表記でエディターシップと名付けています(「新エディターシップ」みすず書房)。例えば遠くの間を取り持つ、或いは新しい提案のもとに行う貿易もエディターシップです。日本独自の商社やゼネコンの活動は各種の情報を総合し自己のノウハウのもとにまとめるエディターシップとみなせます。日本では江戸時代から問屋や両替商等編集者的な経済構造が発達していて、エディターシップ的活動を得意としてきました。そうした制度が創造した考え方や価値観が、明治維新の時に封建制度を乗り越えて直に近代化する礎になりました。

◇ ◇ ◇
法曹の仕事も実は、編集という目線から眺めることができます。弁護士は紛争の仲立ちをする立場であり、紛争の基である現実の経験はしません。弁護士は、依頼者からの訴えを聞いて、紛争を解決するための方針を定めて事件を組み立てますが、これはまさに編集することなのです。素材の価値を高めたり、新たな価値を創造できれば、勝訴に近づくことでしょう。裁判官は事件本人や弁護士が持ち込んだ事件を裁判官なりに組み立てますが、それも実は編集なのです。この編集が旨いくと、よい判決ができるはずですし、それよりも、双方が満足する和解ができるはずです。事件の解決は、判決でも和解でも、一方が得た分だけ他方が失うのが原則です。この得失を足すとサム(合計)がゼロになるからゼロサムといいますが、サムがプラスになる和解もありえます(プラスサムの和解)。このプラス分は編集が生み出した価値で、良い解決として歓迎されるでしょう。

ですから法曹は、編集者としての目線と自覚を持ち、優れた編集者としての能力を涵養し鍛えることが重要だということになります。本の編集者が、幅の広い勉強を継続し、いつも新鮮で広い視野を持っていることが参考となるでしょう。

◇ ◇ ◇
小説の成り立ちをみると、沢山の素材や思考や感覚のある方針のもとにまとめたものです。まとめてみると、さらに広がる、或いは深まる世界や貴重な価値が姿を現すことでしょう。そして、これらの総体を適切に表現するための構成や言葉が何かを探らなければなりません。これらについて作家が行っていることは編集作業そのものとみることができるのです。

このようにみると小説家も編集者なのです。ですから、優れた編集者であった人が、たちまちにして激賞に値する小説を書き上げたことに不思議はありません。私は松家仁之がどのような編集者であったかを知りませんが、件の小説を読んで、同氏が極めて優れた編集者であったに違いないと確信しています。

1 銀行取締役と事業会社取締役の融資に係る任務懈怠

銀行は日常的に融資を行っているが(事業としての融資)、事業会社も関係会社や取引先に対して融資を行っている(事業のための融資)。銀行取締役の融資に係る任務懈怠の判断について、かつては、事業会社の取締役と区別しない裁判例も認められたが、最近では、銀行取締役の任務懈怠を厳格に判断する傾向が認められるようである。

銀行は、銀行法等により、信用リスクを適切に管理し安全な資産運用を行うことが求められている。事業会社の取締役も、融資に際して合理的なリスク管理が求められる。銀行取締役の融資に係る注意義務の内容は基本的に事業会社の取締役の場合と同様であり、銀行取締役の融資に係る経営判断の内容について、事実認識の場合と同様の合理性の基準が妥当するという点には疑問がある。バブル崩壊期における銀行の杜撰融資との関連において、銀行取締役の融資に係る経営判断について合理性の基準を採用したかのような最高裁判決もあるが(最判平成21年11月9日刑集63巻9号1117頁)、これは実質的倒産状態にある企業に対する支援策に関連した特別背任罪に係る判示である(田原判事補足意見参照)。

2 事業会社による取引先への救済融資と「経営判断原則」

主要取引先が窮境に陥ったとき、追加融資(救済融資)を求められることがある。この場合、取締役は、当該取引先の財務状況をできるだけ正確に把握しなければならない。具体的には、会社内の適切な部署における十分な情報に基づいた検討結果を踏まえて、取締役会において、会社の財務状況、当該融資による取引先の業績・財務内容の改善の見込み、融資を断った場合の現存債務の回収可能性、さらには、取引先における会社の信用・名声への影響等について比較検討の上、融資について最終判断をすることとなる(総合的判断の必要性—裁量のある経営判断)。

取引先に対する金融支援は、特段の事情のない限り、取締役の裁量の範囲内の行為である。その裁量範囲は第一に回収可能性により確定され、これを基礎に様々な判断要素が考慮される。債権回収が確実でない場合に、融資ができないというわけではない。無担保融資も当然に任務懈怠となるわけではない。もっとも、これらの場合においては、適切な事前調査等により融資先の信用状態を的確に把握した上、慎重な判断が求められ、漫然と行った場合は任務懈怠となる。支援先の倒産が具体的に予見できる状況にあるにもかかわらず、なお

無担保で金融支援をすることは、取締役としての裁量範囲を逸脱することになる。

3 銀行による取引先への救済融資と「経営判断原則」

以上の経営判断枠組みは、基本的に銀行においても同様である。取締役の任務懈怠(善管注意義務違反)の有無は、当該会社の業種や規模から客観的に導かれる。銀行取締役の融資にかかる注意義務は事業会社の取締役に比して高度なものとなるといわれる。しかし、それは、取引先の財務状況の正確な把握や融資の回収可能性の判断能力が事業会社の場合より高度である等の、専門家としての情報量やその分析能力の相違によるものである。経営判断に係る裁量範囲が事業会社の取締役と質的に異なることを意味するわけではない。

銀行業務の公共性を強調し、その業務の性質上、事業会社の場合と同様のリスク取引を行うことは許されないとして、融資にかかる銀行取締役の裁量範囲を限定する裁判例がある。しかし、具体的事案をみると、支援すること自体が銀行経営を揺るがす場合には支援することは許されないとか、支援する方法は銀行業務の公共性に照らして社会的相当性を備えたものでなければならないとされているにすぎない。融資から得られる利益とそれに伴う危険を的確に把握した上で、融資が適法、適切であるかどうか、融資に伴う危険に応じた適切な債権保全措置が執られているかどうか等の観点から、融資の可否の判断をしなければならないといわれるが(確実性と収益性の原則)、これは事業会社においても基本的に求められるものである。

銀行融資においては、銀行の健全性を確保するため、銀行法等を基礎に、取引相手方を区分して(要注意先や破綻懸念先等)、担保余力等の確認をすることが求められており、銀行取締役はこのルールに従わなければならない。事業会社においても、類似のルールが設定されている場合には、そのルールに従うことが取締役の義務となる。

4 結語

銀行取締役にも事業会社取締役にも、融資に際して、一定の裁量範囲が認められ、この裁量範囲を逸脱することが取締役の任務懈怠となる。巨額の救済融資をする場合、相手方の状況についてとくに注意深い審査をするとともに、融資するかどうかの判断に際しても慎重さが求められる。融資に係る「経営判断原則」の具体的現れは状況により異なり、画一的一般的に定式化することはできないのである。

●所属弁護士等

- | | | | | | | |
|--------------------------------|---|--------------------------------------|-----------|------------|-------------|------------|
| 弁護士 中務 嗣治郎 | 弁護士 岩城 本臣 | 弁護士 森 真二 | 弁護士 加藤 幸江 | 弁護士 村野 讓二 | 弁護士 安保 智勇 | 弁護士 中光 弘 |
| 弁護士 中務 正裕 | 弁護士 中務 尚子 | 弁護士 村上 創 | 弁護士 小林 章博 | 弁護士 錦野 裕宗 | 弁護士 鈴木 秋夫 | 弁護士 藤井 康弘 |
| 弁護士 國吉 雅男 <small>(兼担任)</small> | 弁護士 瀧川 佳昌 | 弁護士 金澤 浩志 | 弁護士 吉田 伸哉 | 弁護士 平山 浩一郎 | 弁護士 古川 純平 | 弁護士 松本 久美子 |
| 弁護士 稲田 行祐 | 弁護士 植村 公彦 | 弁護士 柿平 宏明 | 弁護士 赤崎 雄作 | 弁護士 角野 佑子 | 弁護士 太田 浩之 | 弁護士 中村 健三 |
| 弁護士 大平 修司 | 弁護士 鍛冶 雄一 | 弁護士 下西 祥平 | 弁護士 草深 充彦 | 弁護士 高橋 瑛輝 | 弁護士 岩城 方臣 | 弁護士 大澤 武史 |
| 弁護士 本行 克哉 | 外資法務弁護士 アドラム・ニューハウス (カリフォルニア州弁護士) | 外資法務弁護士 マイケル・カミレリ (ニューヨーク州弁護士) | 弁護士 川口 富男 | 弁護士 森本 滋 | 客員弁護士 吉岡 伸一 | 客員弁護士 岡村 亘 |
| 法務部長 寺本 栄 | 法務部長 角口 猛 | 法務部長 野草 弘嗣 | | | | |